

昭和二十五年三月三十日(木曜日)
午前十時五十五分開議

出席委員

錦木 明良君

理事江花 静君
理事小川原政信君
理事奈良 治二君
理事船田 享二君

田中 萬逸君

玉置 信一君

丹羽 彰吉君

牧野 寛素君

松岡 駒吉君

木村 榮君

出席政府委員

地方自治 政務次官 小野 哲君

総理府事務官

(地方自治庁) 高辻 正巳君

連絡行政部長

厚生事務官 安田 嶽君

通商産業

宮幡 靖君

通商産業

(大臣官房長) 永山 時雄君

事務官

委員外の出席者 専門員 亀井川 浩君

事務官

小関 紹夫君

三月二十九日

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

北海道開発法案(内閣提出第二二八号)、通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査官提出第一三四号)

○錦木委員長 これより会議を開きます。本日はまず昨日付託になりました通商産業省設置法等の一部を改正する法律案について、政府の提案理由の説明を求めます。通商産業政務次官宮幡靖君。

(通商産業省設置法等の一部を改正する法律案の改正)

第一條 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五條—第十五條」を「第五條—第十五條(二)」に改める。

第三條第二号の次に次の二号を加え、同條第八号中「及び工業品規格」を削る。

二の二 商鉱工業の合理化を促進するため必要な指導、あつては、同條第八号中「及び工業品規格」を削る。

三の二 輸出及び輸入に関する税制及び助成に関する事務

第四條第一項第十四号中「許可すること。」を「制限し、又は禁止すること。」に改め、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十五の二 輸出及び輸入に関すること。に改め、同項第十五号の次に次の二号を加える。

五の二 輸出及び輸入に関すること。

六の二 連合軍に対する役務の実施の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第二項を削る。

七の二 連合軍に対する役務の実施の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第九号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第二項を削る。

八の二 連合軍に対する役務の実施及び物資の供給に関する事務

九の二 連合軍に対する役務の実施及び物資の供給に関する事務

査会の設置に関する法律案(内閣提出第一三〇号)(予)

出第一三〇号(予)

局に、「通商鐵鋼局」を「臨時通商振興局」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 大臣官房に調査統計部を、通商振興局に經理部を、通商機械局に電気通信機械部及び車両部を、通商化學局に化学肥料部を置く。

第六條第五項中「及び通商鐵鋼局」を「通商企業局及び臨時通商業務局」に改める。

第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」の下に「米國対日援助物資等處理特別会計」を加え、「輸出及び輸入の増進」に改め、同條

第二項中「第八号から第十号まで」を「第八号及び第九号」に改める。

第八條第一号中「及び計画」を「計画及び手続」に改め、同條第四号中「事業を行うこと。」の下に「(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 輸出及び輸入に関する税制の指揮監督に関する事務

第十條第一項第八号の次に次の二号を加え、同條第九号中「輸入」を加え、同條に次の二号を加える。

九 前号の事業に関する調査及び統計に関する事務

第十條第一項第一号中「輸出」の下に「輸入」を加え、同條に次の二号を加える。

四の二 前号の事業に関する調査及び統計に関する事務

第十五條第一項第十五條の次に次の二号を加える。

四 前号の事業に関する調査及び統計に関する事務

第十五條第一項第十五條の次に次の二号を加える。

五 (臨時通商業務局の事務)

第十五條の二 臨時通商業務局における石炭管理局を「炭政局」に改め、同條第一号中「石炭の」の下に「生産」、

五の二 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発及び石炭埋藏量の調査に関する事務

三十五條第五号の次に次の二号を加える。

五の二 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発及び石炭埋藏量の調査に関する事務

三十五條に次の二号を加える。

一 米國対日援助物資の引取、保管、充却その他輸入に関する事

の所掌に係ることを除く。」

二 米國対日援助物資等處理特別会計の經理を行うこと。

三十九條第一項中「機械器具」の下に「並びに非鉄金属及びその圧延品」を加える。

四十四條第七号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、「同條第十七号中「及び工業品規格」を削る。

二十七條を次のように改める。

二十七條 削除

第十八條の見出しを「(通商事務所等)」に改め、同條中「當分の間通商事務局の分室並びに」を削る。

三十二條第一項中「五局」を「四局」に、「石炭管理局」を「炭政局」に、「石炭生產局」を「炭政局」に、同條第二項中「石炭生產局に開發部を、」を「炭政局に施設部を、」に改める。

三十五條(見出しを含む。)中「石炭管理局」を「炭政局」に改め、同條第一号中「石炭の」の下に「生産」、

五の二 石炭鉱業の機械化その他石炭生産技術の向上に関する事務

三十五條第五号の次に次の二号を加える。

五の二 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発及び石炭埋藏量の調査に関する事務

三十五條に次の二号を加える。

業技術庁設置法、第三條に中小企業庁設置法の改正をそれも規定いたして

第一に通商産業省設置法の改正について申し述べますと、本省内部部局の関係では、從来貿易公團で行つておりました輸入事業のうち、米国対日援助

物資に関しては、行政機關で処理すべき要請がなされておりますため、臨時通商業務局を新設いたしまして、同局において対日援助物資の輸入事業を実施させることといたしました次第であります。

事情において最大の緊急要事でありますので、特に任務に掲げて、その職力、な推進をはかることを明らかにするとともに、主としてこの事務に当らしめるため、通商企業局に次長を設けることにいたしました。同時に行政簡素化の趣旨によりまして、通商企業局内の調達賠償部を廃止するとともに、資源開発係にあつては、石炭管理局、石炭生産局の二局を統合する等所要の整理改廃を実行いたしました次第であります。

次に工業技術府設置法の改正について申し述べますと、從来工業技術府の人事、会計等庶務に関する事務は調整部で所掌いたしておりましたが、人事院規則の実施ならびに財政法及び会計法の改正に伴いまして、これらの人事、会計行政の事務は大幅に増加し、加えて来年度においては相当数の増員が予定されております関係から、新たに長官官房を新設いたしまして、人事、会計行政を專管させることにいたしました次第であります。

第三に中小企業府設置法の改正につきましては、中小企業行政の強化を

はかるため、中小企業の育成及び發展をはかるべき基本方策の設定、商工組合中央金庫に対する監督等につき、その権限を明確にするとともに、私的独占禁止法または事業者団体法の適用について公正取引委員会との関係を整備することにいたしました。その他昨年十一月一日分室の廃止により、これにかわって都道府県に設けられた商工資材事務所の職員の身分を、本年四月一日から都道府県の吏員に切りかえることとなつておりますため、これに對する恩給継続措置を講ずること、及び通商産業省機構の変更に伴い國家行政組織法の改正を必要といたしますので、いずれも附則にこの改正規定を掲げた次第であります。

以上、本法案の提案理由及びその概要を申し上げた次第であります、政府といいたしましては、この法案の成立により、新年度よりその態勢を整備し、充実せる通商産業行政の実施に万全のなきを期して、いる次第であります。何とぞ政府の意のあるところを了承せられまして、すみやかに御審議の上、御協賛を得たいことをお願いいたす次第でござります。

○鈴木委員長　政府の提案理由の説明はこれにて終了いたしました。御質疑はございませんか。

○江花委員　通商産業省全体として今度の改組、あるいは新設の部局があるようであります。が、人員の関係はどうなつておりますか。

○永山政府委員　人員の関係でございまが、人員は昨年の定員法の制定によりまして、通商産業省全体としてきめられました定員は、昨年十月一日におきまして、二万一千二百五十九名と

いう定員でございますが、それに対するまして、二十五年度の予算におきましては、二万六百九十二名——約二万七百名ということに予算の上で査定をされておるのであります。この内容につきましては、物資の統制事務が御承認の通り大幅に廃止をされて参りましたので、從来約二百五十品目ありましたのが、最近におきましては、六十品目ばかりに減少をすることになつて参りました。従いまして、その関係におきまして大幅な減員をいたしております。たとえば物資調整事務関係におきましては、先ほど申し上げました二十四年度の定員におきまして、約六千三百人ほどのものが入つておつたのであります。ですが、それが二十五年度の予算では、二千七百名程度まで落すという減少を受けておるのであります。同時に通商關係の仕事につきましては、たとえば今後の貿易方式といたしましては、通商協定、市場調査、そういうような關係で、従来以上にその方面的仕事をふやして参らなければならぬというようなことで、通商局あるいは振興局、そして、工業技術庁の人間は相当増加をしておる。あるいはまた中小企業行政を強化するという意味におきまして、中小企業行政の人員をふやして行くというようなことで、結局差引きかかりこれいたしますと、昨年度の定員よりも、人数の上におきましては五百七名ほどの減員をすることになつております。

けで判断するのは適当でないと思いま
す。二百五十品目のうち、六十品目を減
して——もちろん増員しなければならぬ必要のあるところも了承いたしましたが、五百名では少し少いと思いますが、大体当局としてはぎりぎりのところまでやらされたわけありますか。

○官憲政府委員 ごもづともなお尋ねでございまして、通商産業省として考
えております統制の整理は、明日、す
なわち年度末におきましては、大体九
品目程度、これは割当統制の方から考
え、九品目程度にいたしたい、こうい
うことで第一次統制撤廃以来第八次ま
で実行して参つたわけであります。た
だいま六十品目と申しましたが、三十
九品目程度が現在割当統制をやつてお
ります基幹的なものであります。四
月一日をねらいといたしましてなお許
される部分が残つておるような次第で
あります。これらにつきましては、た
だいま官房長から申しましたように、
大幅な人員削減をやつておりますが、
なおこれに伴いまして、内局の部面に
おきまつて相当数事務量の縮小があ
る。大体行政整理というものは、政策
的な意味もたくさんあります。が、その
仕事の分量に押されて行くということ
が正しいねらいであろう。かよう考
えまして、大体予算をごらんください
ますればわかります通り、六月末までの
三箇月暫定の定員をとつております。
今国会終了後また近き時期におきまし
て臨時国会の開会も予定せられており
ますので、この機会にもう少し行政組
織の簡素化をばかりまして、根本的な
通商産業各方面におきます人の上か
ら見ました整理をいたしたい、ただい
ま腹案を持つておりますが、まだ関係

方面との御了解も十分でございませんので、心持は御意見の通り、かよううな程度では根本的な整理が全うせられたとは考えておらぬとを御了承いただきたいのであります。

○江花委員 もう一点お伺いしますが、これは必ずしもわれくがそつ込んでお伺いしなくとも、当局者はよくわかつておりますところの、旧事務から新しい事務に転換した職員の適応性とか、そういうような点については、たとえば工業技術庁など、私どもしきうとの考え方では普通の庶務的な役所とはおもむきがかかるつておるようにも考える所以あります。こういうものは、やはり部内で整理の対象になつた者を転換して、そちらの方に充用される、このような御方針ですか。

○宮幡政府委員 工業技術庁の方は、御承知のように昨年工業技術振興国民運動を展開しまして、日本再建のために必要な工芸技術の振興をはかつて参りました。それを今回実施面に移して、あらゆる施策を講じたいというの方は、これは共通性のあるものでありますから、あるいは職場転換等によりますから、あるいは人材を求めるという方針をとりまして、人事、庶務等に関するものは、大体省内で転換して参りたい。その数等につきましても、せつかく考慮を拂つておりますが、ただいまのところ諸段の関係上、官も民間人を採用するという趣旨からいたしまして、広く民間から人材を求めるという方針をとりまして、人事、

数の的確なことは申し上げかねるよう
な次第であります。

〇玉置(信)委員 この改正の基本的な問題から考えてみますと、行政を簡素化して、行政運営面を強力にしようと、いうのがねらいであると思うのであります。従つて、説明でも明らかにされまつたが、この場合比率といふこと

でありますように、企業合理化といふ問題がきわめて重大であると思うのですが、あります。今後企業合理化の点について、いかような構想を持つておられますか、この点についてお伺いしたいと思います。

業合理化を考えております折柄、適切な御質問をいただきまして、まことに感謝にたえません。昨年来産業合理化審議会といふものをつくる議が起りまして、乍年の暮れも自らまして十二月二日

二十何日か、ちよつと日は忘れました
が、その創立総会をいたしまして、な
だいま各事専門部会三十一、これに總会
部会、一般部会といふものを設けま
し、各部会にて合理化に対します

本的な考え方をまとめていただく諸問題を発しまして、現段階におきましては、鉄鋼部会とか、それべの部会におきまして、専門委員等を委嘱いたしまして、懇意に研究いたしまして、すでに

その成案も得たような次第であります。これを本年度におきまする施策の一環いたしまして、ぜひ強力にやることで参りたい。この産業合理化の部会等のことは、いざれまた資料等をお手

へ配付いたしまして、御批判をいたばくよういたしました。ただ、通商産業省で現在考えております点で、このへ理化審議会の活動の上に欠くるところがありますのは、他のたとえば運輸省

に開します造船に対します合理化の審議会等もつくりたいのであります。が、これは運輸省の方でつくるから、除けといふようなことで、幸い運輸省の方で御配慮いただけるとは確信はいたしております。かような点を調整いたしまして、従来のお題目だけの企業の産業の合理化の面に、もし跛行的な状態ができますは残念だと思つて、実は必配慮しておられます。かような点を調整いたしまして、従来のお題目だけの企業の合理化ではなく、実質をとらえた合理化を達成いたしたい。また幸いにして各部門の委員の方々が非常に御熱心で、しかも日本の産業、経済が倒れるかしないかの境目という悲痛な気持を反映して、非常にいい案ができておりますので、これに大いに期待をかけまして、実施面へ移して、せひととも有効な処置を講じたい、かように考えております。

すならば、世間で非常に誤解を受けておりますことは、政府の政策を渗透して、その責任は当然政府にあると私は考えておりますが、中小企業の施策につきまして詳しく申上げますことは、これは相当長時間を費さなければできないことでありますので、その概要を申し上げますと、最初は金詰まりから来る金融難だという声がありますが、現在では有効需要が失われたといふこと、金を借りて物をつくつても、それが販売化されない、こういうところに悩みが多いのであります。大休資金面の手配は、立場をかえて申しますと、いろ／＼御批判もあります。ですが、コンマーシャル・ベースによります中、中小企業へ流れておりますの資金は、総額において一千五百七十億くらい出ておるのであります。しかし、これほどに流れたか、ちつとも来ないじやないかといふことが常に叫ばれておりますが、これは金融のいわゆる民主化をねらつております現在の立場、それと財政資金と産業資金を画然と区別しようとする、現在の方への移りかわりのうちに生じた矛盾であらうと思ひます。中小企業の中に属します方は、多く資本金三百万円、従業員百人未満を中小企業と申しておるのであります。この方々は、戦時中は、やはり一つの事業場を持つておられますれば、それが非能率的であらうが、設備が優秀であらうが、あるいはそれに携わりますところの労働者及びその事業責任者の企業努力、企業意欲というものがどんなふうであらうが、一応の資材の割当を受けて、つくりましたものが一つの規格にさえはま

れば、たゞい絶対優良品だといふ銘が
打たれなくとも、マル公をもつて販売
される、その間におきましてものによ
りましては若干やみ販賣ができたとい
うところに培われて参りました。この場
合におきましては、現金取引が主体と
ありますとして、金融機関を通すとこ
ろの信用取引とか、あるいは手形取引
とかいうことは、その実績が全然あり
ません。従いまして、市中銀行を通じ
ますところの銀行と中小企業との金融
的連繋といふものはまつたく断ち切ら
れまして、十何年間を過ぎております。
市中金融機関を通ずる融資がいかに困
難であるかといふことが、これで想像さ
れます。そこで、最初に取上げまして
いた方策は、それぐ一件々々を取上げ
まして、融資のごあつせんを申し上げ
相当の効果をあげております。しかし
し、それはあくまで銀行として、金融
業者の立場からそれを判断いたします
ので、ごあつせん申し上げました何例
かは、審査の結果除外されると、うそ
とで、非常に不評判を買つたのであり
ますが、これに対して打ちます手は、
まずもつて政府が中小企業育成のため
に若干の損失補償という制度を行なう
べきである、かように考えまして、昨年
十月、実は補正予算の原案では、その
補償基金まで練つておつたのであります
して、すでに三億程度の金融機関に対
しまする融資補償の制度を法文化しま
して、国会の御審議に備える段階にま
で進みました、が、客観的情勢におきま
して、その直前においてこれが拒否され
られまして、まことに遺憾でありま
した。その後鋭意、引き続きまして、こ
れを強力に推進いたしました結果、最近
の情勢におきましては、これが許さ

得べくんば、五月三日までの会期のうちに、遅ればせながら提案いたしました。ぜひとも皆さんの御審議をやつて参りたい。遅れましても、次の特別国会におきましては必ず御審議をして、この補償制度のでき上りますまでのつなぎ的措置といたしまして、例の見返り資金、これは打出の小づち、打出の小づちと言つて、ちつとも打出の小づちの威力がないじやないかといつて御批判を受けておりますが、これも直接投資だけじやなく、いわゆる間接投資の面へ流用すべきものである。一般的に申せば、産業資金の調達のために設けられております株式市場の証券に対しますところの措置と、これが発券市場として、あるいは売買市場としての有効な活用をするために、見返り資金の間接投資等も必要で、あわせて中小企業に対します見返り資金の活用もしてもらわなければならぬ。こうしたことで、損失補償制度に一応資金を見なければならぬときになりました。融資が成立いたしました。これは五割融資の資金に対しましては、政府の方から、見返り資金勘定から二分の手数料を金融機関に拂い、金融機関は貸つけた金を回収する場合におきましては、自己資金を先に回収して、見返り資金はあるとでよししいということでおきわめて微温的ではあります、消極的な補償の意味をこれによつて達成い

たします。これも従来の方法で行きますが、金融機関はなかなか独善的な考え方がありまして、下部に浸透いたしません。そこで昨年の十二月末以来、全國五千の銀行支店に対しまして、直接あるいは日本銀行及び日本銀行政策委員会の名におきまして、ことごとくこの制度の浸透するようになります宣伝をいたしました。中小企業庁としてもこれに対しまして、それべくの機関に全部浸透いたしました結果、幸いにいたしまして、これは一月の半ばころから急速にこの実績が上つて参りまして、月一億見返り資金と合せまして二億までの融資が行われる予定であります。が、すでに三月二十日現在において、件数において二百六十件、三億八百万円、この予算であらかじめ考えました見返り資金は出てしまって、なお需要が相当多いので、これに対しまして明年度の四、五の二箇月分を繰上げて、年度内に使う手續等もただいま交渉中であります。これも可能な事情のようになつて参つております。有効需要の喚起につきましては、一番大きな題目は織維品であります。おおむね公团滞貯を司令部のおつしやいます通りに、安くともどんづ拂い下げて、公团を整理しろという方策でやつて参りますと、市場を破壊いたしますので、公團滞貯の処理について司令部の御勅告がありました。が、いろいろ了解を得まして、一定の間、少くとも生産コストに若干のマージンを見込みましたその標準價格をもつて、随時公売なりあるいは随時契約による拂い下げをすることに御了解を得まして、公團の方の滞貯によりまして市場が、先安見込みで買い控えるというような事態の起らな

い手續が、ただいま一応相済んでいます。ことに鐵雜品につきましては、
しては、禮賀の時期におきまして統制等を継続すべきでないという理論が起
ら、すでに配付して実施の面に移されました衣料切符等のごときは、發表せられました通りに、四、五の二箇月間は切符なしに、何でも自由にお買いができるようになつました。これもすでに公布いたしまして実施に移つておりますが、四、五の状況によりましては、この態勢を永久に続けて参りたい。か
うなことで、引続いてこの根本的統制撤廃にまで、本年のうちの近き時期に実施したい。かようにして参りますならば、需要も價格とともにつり合いまして喚起して行くのではないかと考えまして、いろいろとやつておりますが、最初ドッジ・ラインの強行によります
だけに、打ちました施策は非常に数多いのですが不成功的の非難を受けました。参りましたものがようやく二、三
えまして、今いろいろとやつております。その他細目的の点につきましては、
いづれ機会をもちまして申し上げたい
と思いますが不成功の非難を受けました。ただけに、打ちました施策は非常に数多いのです。そのうち成績の上
つて参りましたものがようやく二、三あります。が、大綱的に申しますと、
中小企業施策は、昨年の通商産業省販
足の当時におきましては、約三箇月な
いし六箇月のずれがあつたと思いま
す。現在ではこれを順次縮小いたしま
して、大体二箇月から三箇月の間まで
この施策が追いついて参つたと思いま
す。ここ半年間くらいの努力によりま
して、いづれこの施策と実情とがひつ
たり一致することはできませんが、そ
の現象がありますればその現象を追う
て施策がなされる。こういう事態が起

りますから、独立採算制で考えれば、
償わない所には置けないという事情に
あります。が、中小企業といふ立場から
言いますとそなばり言つておられま
せんので、支所の増設も考えておりま
す。のみならず、一番中小企業の集中
しております地区として考えられます
大阪の支所等に、今まで責任者がおりま
せんでした。所長と申してもこれは、
職員でありまして、理事者でなかつた。
今度はせひとも理事者を送りまして、
直接中小企業の方に責任ある接觸をし
たい。一々本省に来なければできない
といふ煩わしさをやめたい。また各支
所につきましての権限につきまして
も、監督を嚴にするかわり、実施につい
ては権を持たせて参りたい、こういう
考え方でやつております。それから中小
企業の特別わくを、ただいま三十九億
円のうち商工中金が十六億五千万円持
つておりますが、最近の金操りの状況
を見まして、中小企業等協同組合に対
する金融を強化をいたします意味で、
今回いろいろの業種につきまして、再
び日銀に交渉いたしまして、長期にわ
たる、一年ないし五年程度の設備資金
に充当でき、あるいは融資を持つがた
ために正常なる運転資金が枯渇いたしま
したもの、設備とかあるいは不動産
等を担保にいたしますところの制度に
よりまして、金融の実施をいたしました。
これらにつきましては現に進捗してお
ります。これは今までにないような非
常に特別のものを設けていただきまし
て資金を流します。その資金は商工中
金を通じる。従つて義務も皆様と非常
に接觸して実施できると思います。そ
こにさらに必要になりますことは、こ
とを書いてあります監督の問題であ

ます。これは中小企業とまったく表裏一体となるという氣持で運営して行く中にはやはり弊害も考えられますので、この点につきまして所要の改正を行いまして、利点のみを発揚され、弊害の起らざるように、かような方向をねらつてやつておられるのであります。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか——他に質疑がなければ北海道開発法案を議題といたします。質疑に入ります。御質疑はありませんか——御質疑がなければ次に移りたいと思いますが、厚生大臣がただいまから十分後にここにお見えになりますから。それまでこのままお待ち願いたいと思います。

お詫びいたします。ただいま議題となりました北海道開発法案について、建設委員長より意見の申入れがあります。その申入れの内容について私が読み上げます。

北海道開発法案に関する申入れ

内閣委員会において、日下審議中の北海道開発法案については、当建設委員会の総合的意見は次の通りであるから、議案審査にあたり十分参考されんことを要望する。すなわち

北海道は、戦後わが国に残された有力なる未開発資源並びに人口問題の解決の対象になる特殊地域であるが、この理由のみにより地方計画を国土計画に先行立法化するのは妥当でない。よつてすみやかに総合国土開発法案の提出を求め、北海道開発法案と両々相まって、国土の復興に寄與されるよう御考慮願いたい。

こういう申入れの要望がございま
す。この点についてお詰りいたしま
す。

○小川原委員 それは採決にあたりま
して、その御意思をとらえて、この採
決を委員長は後日に譲ろうといふので
ありますか、たゞいま私どもはここで
採決に移したいという考え方を持つて
おるのですが、そこはどうでございま
しょうか、委員長のお考えを開きたい
と思います。

○鈴木委員長 私はきのうの委員会に
おいても、官房長官から説明された通
り、総合国土開発法案、これは近々提
出の見込みであるという見通しがある
以上は、この委員会はここでこれを採
決付してもよろしいのではないかと
考えております。

○小川原委員 私どもと同意見です。

○江花委員 建設委員会としては、総
意をもつてそういう申入れをしたので
すから、野党の人々も大体見えておら
れるようですから、もう少し審議を盡
してから、結論はそこへ行きたいと思
います。

○鈴木委員長 そういたしたいと思
います。この法案について御質疑はあり
ませんか。

○玉置(信)委員 総合国土開発と並行
して審議をしてくれということであり
ましたのですか、どうですか、その点
はつきりいたしませんが……

○鈴木委員長 それでは要望の要点だ
けをもう一度申し上げます。「北海道
は、戦後わが国に残された有力なる未
開発資源並びに人口問題の解決の対象
になる特殊地域であるが、この理由の
みにより地方計画を国土計画に先行立

法化するのは妥当でない。よつてすみ
やかに総合国土開発法案の提出を求
め、北海道開発法案と両々相まって、
あります。

○玉置(信)委員 そうでありますと、
私はその線で議事を進めていたくこと
が妥当のように思います。委員長
においてそういうようにおとりはから
いを願いたいと思います。

○鈴木委員長 承知いたしました。ほ
かに御意見はございませんか。——他
君から申入れの通り、この委員会にお
いては、総合国土開発法案が近いうち
に提案される、こういうことを條件と
して、この法案を討論、採決に入りました
いとしますが、いかがなものでござ
いましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

午前十一時五十二分休憩

○鈴木委員長 休憩前に引続き会議を
開きます。

○鈴木委員長 休憩前に引続き会議を
開きます。

○鈴木委員長 御異議がなければ、さ
く場合は、衆議院議員から五名という
ようになります。木村榮君。

○木村(榮)委員 これはきのう聞いた
した通りの要望が建設委員長からこち
らにありました。内閣委員会として
は、その問題はまことに当然であると
考えますけれども、しかし国土開発計
画というような、つまり北海道開発法
に優越するしかも一般的なもの
と、それからこの北海道開発法との調
節の問題は、法案の内容から見まして
も、権限の内容は北海道開発法にそ
うはつきりとうたつているわけでもあり
ませんからして、そういう法の解釈あ
るいはまた実際の運用の面において、
十分総合的な国土開発法というものと
の調和をはかり得ると考えられます
のを運営等に關しまして、その十條
の第六項に基きまして、審議会自体が

開発法であります。これは建設委員
長の要望をこちらの方でも希望意見な
り何なりとして政府に要望して議事を
進められてけつこうであるというふう
に私は考えております。

○鈴木委員長 ただいま江花君の御發
議に対して御異議はございませんか——
御異議がなければさようどりはから
いを願いたいと思います。

それでは一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

これがきめるということになつております
までの、この法律案そのものから
見ますと、その場合に法律的にどうな
うかということにつきましては、審議
会自身が自主的にきめられる。こうい
うことがこの法律案の考え方になつて
おるものと存じますので、ただいま私
からここで、このような場合において、
審議会は成立しなくなるということを
明瞭かに申し上げることは、少し行き
過ぎではないか、かようと思う次第で
ございます。

○木村(榮)委員 これは小さな問題で
補足なんですが、第十條の審議会を置
く場合に、衆議院議員から五名という
ようになつてますが、もし衆議院が
解散になつて資格がなくなつた場合
は、五名の欠員ができるわけです。そ
の場合は審議会は完全に機能を失つて
しまつて、実際上一箇月なり、一箇月
半なりなくなると思うのですが、そ
ういうように解釈してさしつかえないの
ですか。

○小野(哲)政府委員 ただいま御質問
にございました。第十條の北海道開発
審議会の構成の関係でございますが、
して空席となるから、従つて北海道開
発審議会は不成立になるのではない
たとえば御質問のように、農地委員会
なんかの場合も、小作代表が全部なく
なつた場合には、農地委員会は成立
いたしません。学識経験者の中二人、三
人なくなつた場合は、これはいいと思
う。それで今あなたは六項において云
うと云われましたが、これは読んで字
のとおり、審議会の議事及び運営に關
する問題であつて、これは議事そのも
のを運営することを規定したのであ
りますが、この審議会の議事及び運営に
關する問題であつて、これは議事そのも
のを規定したのであります。

○木村(榮)委員 それは相当問題があ
りますが、私は法律家でないから常
識的なことしか質問ができませんか
ら、この程度でやめますが、こういつ
た非常に疑義のある審議会といふもの
は、私はこの際再検討してもらわなけ
ればならぬ。

もう一つお尋ねしたい点は、たとえ
ば最近の状況に見ますと、北海道の千
歳というところで、対地射撃をするた
めに、約七千町歩ぐらいにわたつて、
その中にいます農民の立退きをさせて

いるといつたふうなことですが、こう
いったことが将来とも起つて来ます

と、北海道開発のいろいろな諸計画の
上において相当大きな支障を來す場合

が解散になつた場合は、審議会はその
機能を停止する。あるいはせぬという
ことを明確にしておかぬと困ると思
う。その点を明確にしておいていただ
きたいと思います。

○小野(哲)政府委員 私のある人は説
明が少し足りなかつたのではないかと
思いますが、この審議会として活動い
た衆議院議員の五人の方が、一応空席
になつた場合において、委員会として
会自体が自主的にきめられる。こうい
うことがこの法律案の考え方になつて
おるものと存じますので、ただいま私
からここで、このような場合において、
審議会は成立しなくなるということを
明瞭かに申し上げることは、少し行き
過ぎではないか、かようと思う次第で
ございます。

○木村(榮)委員 これは小さな問題で
補足なんですが、第十條の審議会を置
く場合に、衆議院議員から五名とい
うようになつてますが、もし衆議院が
解散になつて資格がなくなつた場合
は、五名の欠員ができるわけです。そ
の場合は審議会は完全に機能を失つて
しまつて、実際上一箇月なり、一箇月
半なりなくなると思うのですが、そ
ういうように解釈してさしつかえないの
ですか。

○小野(哲)政府委員 ただいま御質問
にございました。第十條の北海道開発
審議会の構成の関係でございますが、
して空席となるから、従つて北海道開
発審議会は不成立になるのではない
たとえば御質問のように、農地委員会
なんかの場合も、小作代表が全部なく
なつた場合には、農地委員会は成立
いたしません。学識経験者の中二人、三
人なくなつた場合は、これはいいと思
う。それで今あなたは六項において云
うと云われましたが、これは読んで字
のとおり、審議会の議事及び運営に關
する問題であつて、これは議事そのも
のを規定したのであります。

○木村(榮)委員 それは相当問題があ
りますが、私は法律家でないから常
識的なことしか質問ができませんか
ら、この程度でやめますが、こういつ
た非常に疑義のある審議会といふもの
は、私はこの際再検討してもらわなけ
ればならぬ。

もう一つお尋ねしたい点は、たとえ
ば最近の状況に見ますと、北海道の千
歳というところで、対地射撃をするた
めに、約七千町歩ぐらいにわたつて、
その中にいます農民の立退きをさせて

いるといつたふうなことですが、こう
いったことが将来とも起つて来ます

と、北海道開発のいろいろな諸計画の
上において相当大きな支障を來す場合

があると思う。こういつたことに対する御方針でおやりになるのですか。

○小野(哲)政府委員 ただいまの御質問の、北海道千歳村の具体的な問題についておきましては、私詳しく承知いたしておりませんので、具体的には御答弁はいたしかねるのでござりますが、かりに開発計画等が具体的に進行されます

よる場合に、あるいは土地を買上げて移転させるというような問題も起らぬこともあります。これらの問題につきましては、それ／＼の執行に当る行政機関等もございますので、あるいは北海道におきまして関係のある場合におきましては、北海道厅においてこれが辦理をいたすこともございましょうし、あるいは農林省が直接行うような場合が起つたといたしますれば、農林省において適切な方法をとるであろう。かくあります。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。

○木村(榮)委員 もうよろしくゆうございます。

○鈴木委員長 「なし」と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 質疑がなければ、これより討論に入ります。

○小川原委員 私は本案の採決にあらざりまして、一応討論をさせていただきます。小川原政信君。

○小川原委員 私は本件の採決にあらざりまして、一応討論をさせていただきます。

午前中に建設委員長から提唱されました事柄につきましては、委員長初め

江花委員そのほかの委員の方々から、

本法が通過いたしました後において、これを繰返していただいて、私もその通りと考へておるのであります。何ら拘束力がないのだというつきましては、私詳しく承知いたしておりませんので、具体的には御答弁はいたしかねるのでござりますが、かりに開発計画等が具体的に進行されます

北海道が開拓されましたことは、徳川幕府から明治の初年にかけてできたことではありますけれども、新憲法の趣旨と何ら異なつたことはない。北海道の特有性といふ、それはほかの三つの島と比べてみましても、何ら異なるところはなく、實に文化国家の建設であつたと思ふのであります。それは明治二年に詔勅を賜わりまして、北海道を開拓せし、ということをだれに対し言われたかといふと、宗教家であるところの東本願寺の大谷光榮氏に対しまして御下命になつた。こういうことは、実に北海道の最も特殊性であります。そこで大谷家では、百二十人の人を集めまして、そうして中仙道を通じて、信州を横切つて、越後を越えて、酒田から北海道に渡るのに一箇月の間かかるのであります。そうして遂に函館に上つて、道のない険しいところを、野に宿して、噴火湾に出て、これよりずっと日本海にまた出まして、それをして小樽を行つて、札幌におちついたのであります。そのときにはたつた倭人が四人であった。その四人で拓殖を始めまして、今日は一つもありました。千島だけは木を存続さしておらず、千島だけは木を存続さしておりま

て、そして北海道を開拓いたしたのであります。こういうことは、日本の歴史を見ましても、北海道のみの行き道であります。邊に北海道に警察を置かなければならぬということになりましたが、元は屯田兵と申しまして、なるほど

始めは屯田兵と申しまして、なるほど名前だけは、兵という字がつきますけれども、これは軍國主義のものではありません。農家であります。この特別な組織によつて開拓をやつたの

ことではありますけれども、新憲法の施行と何ら異なつたことはない。北海道の特有性といふ、それはほかの三つの島と比べてみましても、何ら異なるところはなく、實に文化国家の建設であつたと思ふのであります。それは明治二年に詔勅を賜わりまして、北海道を開拓せし、ということをだれに対し言われたかといふと、宗教家であるところの東本願寺の大谷光榮氏に対しまして御下命になつた。こういうことは、実に北海道の最も特殊性であります。そこで大谷家では、百二十人の人を集めまして、そうして中仙道を通じて、信州を横切つて、越後を越えて、酒田から北海道に渡るのに一箇月の間かかるのであります。そうして遂に函館に上つて、道のない険しいところを、野に宿して、噴火湾に出て、これよりずっと日本海にまた出まして、それをして小樽を行つて、札幌におちついたのであります。そのときにはたつた倭人が四人であった。その四人で拓殖を始めまして、今日は一つもありました。千島だけは木を存続さしておらず、千島だけは木を存続さしておりま

せん。また一年に三億からのカン詰を、人類のために北海道は輸出しておられます。それから海獸につきましても、御承知の通り国際條約を結びましたが、わたくしは最初

は総合大學もできて、いろいろほかの大学もできましたが、われくは最初の出發においてアメリカの指導を受けまして、そこから出たところの学才の人、佐藤昌介、あるいは新潟片博士、あるいは松村何がし、どういう人はみなアメリカの學問によつて教育され、その子孫が今日おるといふありますから、今アメリカ軍が参りまして、北海道はまことに住みやすいところである。こう認められて、この法案が提出されたということは、何らかこの因縁があるよう感じがいたしました。

こういうわけでまとめて、旭川に師団を置いておられたかといふことは、如実にわかります。

それでありますから、明治維新にして文化的に行くかといふところにねらいを置いたといふことを、まずもつて考えなければならぬ。また千島は、武力でもつてとつたのではないであります。これはお互に納得して、條約によつて交換をいたしたのであります。日本の領土になりましてから、この千島といふものは大切なものです。それが運つておる。これはアメリカの教育方針に従つておるのであります。また御承知の通りに、札幌がアメリカの計画されましたところの都市であり、今日占領地になりましたところの都市であ

ることは、ほかの骨頭です。北海道の開発は何ら軍事的ではないのです。北海道を開拓して、日本の国民が将来どうして言われたかといふと、宗教家であるところの東本願寺の大谷光榮氏に対しまして御下命になつた。こういうことは、実に北海道の最も特殊性であります。それは明治二年に詔勅を賜わりまして、北海道を開拓せし、ということをだれに対し言われたかといふと、宗教家であるところの東本願寺の大谷光榮氏に対しまして御下命になつた。こういうことは、実に北海道の最も特殊性であります。それは明治二年に詔勅を賜わりまして、北海道を開拓せし、

ことは、ほかの骨頭です。北海道の開発は何ら軍事的ではないのです。北海道を開拓して、日本の国民が将来どうして言われたかといふと、宗教家であるところの東本願寺の大谷光榮氏に対しまして御下命になつた。こういうことは、実に北海道の最も特殊性であります。それは明治二年に詔勅を賜わりまして、北海道を開拓せし、

ことは、ほかの骨頭です。北海道の開発は何ら軍事的ではないのです。北海道を開拓して、日本の国民が将来どうして言われたかといふと、宗教家であるところの東本願寺の大谷光榮氏に対しまして御下命になつた。こういうことは、実に北海道の最も特殊性であります。それは明治二年に詔勅を賜わりまして、北海道を開拓せし、

ことは、ほかの骨頭です。北海道の開発は何ら軍事的ではないのです。北海道を開拓して、日本の国民が将来どうして言われたかといふと、宗教家であるところの東本願寺の大谷光榮氏に対しまして御下命になつた。こういうことは、実に北海道の最も特殊性であります。それは明治二年に詔勅を賜わりまして、北海道を開拓せし、

がある。それが、さつき申しましたよう
に、敗戦後も国家にこれを納めるよ
うになりまして、一例をあげてみます
れば、せっかく野幌に木材研究所があ
りましたが、それをぶちこわしてしま
いましたし、そうしてそれを鹿児島に持
つて行つた。今度は工業試験場、農業
試験場、水産試験場をほかに移そうち
いう説がある。こういうことになります
と、非常に大きな損失が現われて参
るのであります。一例を申し上げま
すならば、馬のことにつきましてもい
ろいろございます。原産種を置こうと
思つたがその原産種が追われてしまつ
て、今はどこにも入れるところがない
というような哀れな状況になつてお
るのであります。そこでこの法案を急
いでつくつていただきたい、こういう
のでようやく当局もこれを認められま
して、これをつくつていただきことに
なつて今日上程され、ここに同僚各位
が非常に御心配をくださつて通過をは
かつておられますことは、まことに国
家のために慶賀にたえないものであります
す。それから考えましたとき、国の
総合開発としての大きな計画、これは
ぜひやつていただきたい。これは総合
開発の一環であると私どもはかように
考えますので、東北を開発し、あるいは
長崎県の開発があり、あるいは鹿児
島県の開発があり、幾多の開発があ
らかと考えるのであります。これは
ぜひ国費をもつて開発をしてもらうと
同時に、その一部分であるということ
を考えまして、私どもはこの国土総合
開発の法案が一日も早く出ることを望
んでおるような次第であります。

ことは、北海道は米を三百万石とつてあります。世界のうちで北海道のように緯度の高いああいう日照量の不足なところに米が与れることは、日本人の力である。いかなる国に行つてもあれだけの米はとつておらない。こういう特殊性を持つておる。それはどうするかというと、水温上昇です。水を暖めて水田に配る、こういう研究、いかよう電気を使つたらいかよう米が与れるかという考え方、あるいは漁業の方におきましては、にしんのようものは回遊期がありまして、なか／＼容易ではありませんが、北海道人は決して自分だけ——日本のみを考えておりません。ことにしんを人工で孵化をいたしまして、これがソ連に行つて子供を持つてもよろしいし、とられてもよろしい。とにかく世界ににしんがふえればふえるだけ日本も幸いであるといふまつたく文化的な考え方をいたしておる道民であります。こういう施設を、とくとながめていただきなければならぬ。そこで私どもは、これが一刻も早く実施に移されることを非常に希望しておるのであります。東北と私どもとはまことに密接な関係があります。何も今のように時間を作けて函館から青森に着く必要はない。函館が施設したいといつても、北海道の側から大間であらうが小畑であらうが、そこに上りますとわずか二時間で航海ができる。ところが青森県にわれくまでして、何も今のように時間を作けておらえなければならぬということになつたならば、何も今日から後に石炭を

たくところの複線をつくるよりも、電気をかけて電車で通うようになります。どれだけ金が安く、どれだけ交通は便利になるか、そういうことをわれわれは考えておる。北海道は石炭がたくさんあるから、こんなところは電気をこしらえて——今日は五十一万キロワットできておりおるようですが、われくの目算するところによりますと、三百万キロワットの電気ができるのであります。もし津軽海峡に鉄道がかかることになつたならば、この電気はみな東北に来る。石炭もそうあります。石炭をたいて暖をとるようなことに遅れた話でありますから、石炭を液化してそれから原料をとつて工業化しさえすれば非常に大きな増産ができる。それから石油を煽ることも民間にまかせてはどうていきないのであります。いろくの問題がございます。また泥炭地十万町歩、これを今軌道客土をやつておりますが、これはとても北海道地方の力ではできません。こういう開発法ができまして軌道客土——レールをしいて汽車で土を運んで行く、こういう状態でありますし、また牛にいたしましたところで、これはアメリカにならいまして宮脇博士がバターをつくつて、このバターが御承知の通り北海道特有のものであるとまで言われてるような次第であります。牛乳からは家具をつくりあるいはボタンをつくり人達宝石までつくつております。これらを輸出して行きたいものである。こういうことをながめてみますと、さらに水銀が出る、クロームが出る、白金が出る、あるいは金が出るという問題もございますが、これは国の大なりでなければ開発ができない

といら／＼心配をいたしておつたのが、幸いにして今日百年目に遂に国会において堂々法律化したということは、北海道人として満腔の喜びであると同時に、また國としても非常な大きな利益である。そして総合開発と一緒にこれを一貫して運営していくだけで、一日も早くこの法律案によつて北海道の開発のでき得ることを希望しておりますのであります。私は原稿を持ちませんから、言葉の上でのいろ／＼重つた点もありますし、また粗雑の点もありますのであらうと思いますが、熱意のあまり申し上げたのでありますて、これをもつて私の賛成討論といたしたい。かように考る次第でありますが、何ぞ私の意のあるところをおくみとり願いたいと考えます。

会の議長といふものにつきましても、これは衆參両院の議員と同様にこの点は相當重要な考へるべきではないか、こう思ひのであります。少くとも衆議院並びに參議院の議員の中から、その院が指名した者五名と三名という点になつておりますが、これはむしろ衆議院議員のうちからあるいは參議院議員のうちからというようなことはなくて、衆議院議員にあらざる者から、あるいは參議院議員にあらざる者から、それぐの院が指名した者もしくは推薦した者ということになるならば、私どもとしては北海道開発の急を要することを十分認めますから、喜んで贊意を表するものであります。が、この点が修正されない限り、はなはだ遺憾ながらこれは反対せざるを得ないのであります。はなはだ簡単であります。が、以上を申し上げまして私の討論を終りたいです。

ほとんど命令、政令といつたふうなものでこの範囲を極度にきめまして。そこへ大きな資本家、あるいはまたこれとつながる外国資本なんかがうまく入つて行くような間隙を與えている、こういった点が、私の反対の第一点であります。

第二点といたしましては、私が昨日以来質問いたしました北海道開発庁そのものの機構の問題であります。この 庁そのものの機構は、わずかな條文でまとめてござりますけれども、ただ官 庁組織だけであつて、特殊的なことをやるような機構にはなつていません。審議会の問題にいたしましても至つて不明確で、しかもこれはあるようないような、ただつけておくといつたようだけの規定にしかなつていません。しかもその審議会の能力、活動範囲にいたしましても、まことに實際上としては大した動きはないようなものだ、こ う見方の方が正しいと思います。

次に問題になるのは、ただ法律をこういうふうにこしらえたから、北海道の特殊的な状態が開発できるのだといつたふうなものではなくて、やはりこれは国の全般的な総合的な開発状況を明らかにいたしまして、その上で特殊性をそこへ出して、特に北海道開発に對してはこういつたことを問題にするのだということを具体的に出して、そ の上それに対して、たとえば国会内に北海道開発のための特別委員会あるいはまた小委員会といったようなものをこしらえて、その検討の上で計画を立て、そして予算案を組んでやつて行くような機構にしないと、こういつた機構では巧みにボスに支配される危険性が私は非常にあると思ひます。

最後に申し上げたい点は、御承知の如く、
ようには北海道開発にあたつて今まで相
当苦い経験を持つております。明治治
四年には、有名な黒田清隆が、一千五
百万円の政府がやつたいる／＼な事業
を、三十万円でかれの輩下の関西の賀
易業者に拂い下げようとしたといつた
ふうな事件が起つて、時の政界の大問題
となり、宮廷派と称したものとの間
に大きな問題が起つたというような問
題がある。このときにあたつて、さつ
き小川原さんが言われました言葉の中
に、私は非常に重大な問題を含んでお
ると思う。と申しますのは、アメリカの
人たちが住みよいようにするためにも
開発が急務であるというような意味合
いだつたと思いますが、私はそういつ
たような意味合いでではなくて、ほんと
うに北海道の原住民の、また日本の全
国民の利益になるよう開発するのが
ほんとうである。アメリカの人たちが
住みよいように開発するのだといった
ようなことは私は目的ではないと思
います。こういつたときがあたつて、こ
の法案がそういつた観点からも非常に
必要だと強調されますが、與党側の立場
は、國民に大きな誤解を招う危険性が
あると思う。従つてそういうことを勘
案いたしまして、この法案には反対せ
ざるを得ない。特に因縁と申しましよ
うか、黒田清隆の一件のあつたような
歴史を考えますと、今日五井産業や、
あるいはまた特高グループ事件などと
いつて、いろ／＼問題が起つておなりま
すときに、増田官房長官がこの法案を
説明され、しかもその過程において討

○小川原委員 私の言葉にもし誤りがどこにあるかといふことがはつきりして来るわけで、臣対せざるを得ない、かように考へるだけあります。

○小川原委員 私の言葉にもし誤りがどこにあるかといふことがはつきりして来るわけで、臣対せざるを得ない、かように考へるだけあります。

○鈴木委員長 討論はこれにて終局いたしました。

○鈴木委員長 討論はこれにて終局いたしました。

○鈴木委員長 起立多数、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○鈴木委員長 起立多数、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○鈴木委員長 御異議なければさよう

○鈴木委員長 御異議なければさよう

○鈴木委員長 「賛成者起立」

○鈴木委員長 「賛成者起立」

○鈴木委員長 本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存りますが、御異議ありませんか。

○鈴木委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○木村(榮)委員 この法案は今までつたのを簡単に一まとめにしたと解釈していいのですか。

○木村(榮)委員 この法案は今までつたのを簡単に一まとめにしたと解釈していいのですか。

○安田政府委員 そういうことでござります。

○木村(榮)委員 そうなつて来ますと、今までよりはよくなるから、予算上の関係なんかも大体今まで使つて來たのよりも今度はふえますか。

○安田政府委員 予算是統合いたしまずからそれだけ減ります。

を擴充するとか、いろいろな面で若干と見える面がありまして、結局差別いたしまして、二十四年度予算に対しまして約五百六十名ほどの減員になるといふことでござります。なお先ほど申し上げました從来貿易公團で扱つております機動物資關係の輸入の業務ですが、これは全然新しい業務でありますから、從来貿易公團で約千名くらいの陣容でやつておりますのを、新しく通産省に移管しまして、約八百名くらいでやつて行くということになつております。

昭和二十五年四月三十日印刷

昭和二十五年四月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所